

◎新潟県告示第229号

浄化槽法の規定による指定検査機関の指定(令和7年3月25日新潟県告示第299号)の一部を次のように改正し、令和9年4月1日から施行する。

令和8年3月31日

新潟県知事 花 角 英 世

2を次のように改める。

2 検査の手数料

浄化槽の 規模(人槽)	区分	設置後等の水質検査 (浄化槽法第7条)	定期検査 (浄化槽法第11条)
5人～	10人	12,000円	5,000円
11人～	20人	13,300円	5,000円
21人～	50人	13,900円	9,300円
51人～	200人	18,800円	12,800円
201人～	500人	23,600円	16,200円
501人～	2,000人	27,300円	20,200円
2,001人以上		31,000円	22,700円